

「若者応援宣言企業」の宣言方法について

■ 「若者応援宣言企業」を行うまでの手続き（流れ）について

STEP 1 ハローワークまたは職業紹介機関等に若者を対象とする正社員求人の申込みをしているか、自社にて募集していること（※）が必要です。

※学校卒業見込者対象（大卒等の場合は卒業後3年以内の応募可能なもの）または、35歳未満の若者を対象としかつ、職務経験を条件としていない求人や募集

正社員とは、①直接雇用、②雇用期間の定めなし、③フルタイム、④社内の他の雇用形態の労働者（役員除く）よりも高い責任を負う、雇用形態が基本ですが、短時間正社員も対象となります。

また、正社員であっても、派遣業務（常用型派遣を含む）や請負業務に従事する者は対象外となり、宣言基準を満たしたことはありません。

STEP 2 宣言基準をご確認ください

宣言基準を満たしているか、「チェックシート」をご確認ください。

STEP 3 申請書類を管轄ハローワークへご提出ください

宣言書に必要事項をご記入いただくとともに、添付書類をご用意ください。

企業情報報告書、写真データについては電子メールで提出できる場合がありますので管轄のハローワークにご相談ください。

【提出書類】

- 宣言書
- 現在募集中の求人票の写し（自社募集の場合はその事実を確認できる書類）
- 企業情報報告書（自社HP等ですでに公表している場合を除く）
- PRシートに挿入する写真データ（JPEG形式）3枚まで
（サイズは縦横480ピクセル以上推奨）

STEP 4 「若者応援宣言企業」完了

求人票に「若者応援宣言企業」と記載し、事業所PRシートとともに公開いたします。（学卒求人票は求人公開日以降の公開）また、PRシートは、ポータルサイトに掲載いたします。

なお、大学等求人を提出された場合につきましては、「大卒等就職情報WEB提供サービス」にも企業情報を登録するようお願いいたします。

「若者応援宣言企業」の宣言方法について

■ 「若者応援宣言企業」を宣言するにあたって（留意事項）

1 「若者応援宣言企業」の使用期間

若者応援宣言企業を行った後、求人が充足等により取り消された場合であっても、原則、若者応援宣言企業になった年度の末（3月末）までの間は、「若者応援宣言企業」の名称を使用できます。

なお、年度末経過後も引き続き、「若者応援宣言企業」を宣言される場合につきましては、再度、求人を提出していただき、宣言書により宣言基準を満たす必要があります。また、企業情報報告書及び写真データも提出していただきます。

2 新たに求人を提出いただく場合

若者応援宣言企業を行った後、別の職種等により追加で求人を提出する場合は、宣言書及び写真データは必要ありません。

3 「若者応援宣言企業」の取消を行う場合

若者応援宣言企業を行った後、宣言基準を満たさないことが確認された場合は、「若者応援宣言企業」の宣言を取り消します。